

令和4年4月以降の特別支援教育就学奨励費制度の変更点について

1. オンライン学習通信費の支給について

利根町では各学校において、タブレットの持ち帰り学習が始まったことから、奨励費の対象経費として、オンライン学習通信費を追加しました。

対象となるのは、家庭にオンライン学習のできる通信環境を備え、学校又は教育委員会が認める家庭でのオンライン学習を行う児童生徒のいる世帯に対するオンライン学習のための通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含みます）です。

年間支給額（世帯ごと）：実費の1/2（上限7,000円）

2. 審査対象世帯の定義の変更について

より正確な審査を行うために、認定要件の審査対象となる世帯の定義を下記のとおり変更します。

令和3年度まで：住民票上の同一世帯＋該当児童生徒と生計を同一とする者

令和4年度から：同一住所に居住する者＋住民票上の同一世帯
＋該当児童生徒と生計を同一とする者

4. 申請方法の変更について

- ・申請書の押印が不要となります。その代わりに、身分確認書類（運転免許証やマイナンバーカード、健康保険証のコピーなど）の添付が必須となります。

書類の添付がない場合、書類不備により申請を受付することができませんのでご注意ください。

※押印廃止は、だれでも入手可能な押印による本人確認を見直し、事務の適正化を目的に行うものです。ご協力をお願いします。

- ・書類の提出先は、今まで通り通学している学校に加え、教育委員会の窓口でも直接受付可能です。

- ・申請書の紙での提出に加え、オンラインでの申請もできるようになりました。詳しくは別紙の「電子申請入力にあたって【令和4年度利根町特別支援教育就学奨励費申請】」をご確認ください。

※申請入力前に、必ず添付の必要な書類の画像データを事前に準備してから入力に進んでください。